平成２９年（フ）第１６４９号
福岡市東区多の津５丁目５番８－232号
債務者　森脇　力也
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５３号
福岡県春日市下白水北１丁目134番地　オーシャンハイツ春日102号
債務者　鶴丸　尚子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６６号
福岡市東区香椎駅東２丁目21番７－203号
債務者　林田　美香（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７２号
福岡市東区三苫５丁目４番47－１号
債務者　嘉山　美紀（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６号
福岡県大牟田市大字橘42番地７　コンセプション藤202号
債務者　松永　義幸
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第９３号
長崎県諫早市天満町35番６号　コアマリナーズ天満103号
債務者　東　　祐樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
茨城県笠間市旭町470番地２　テクモアコアファシリティズＴ棟105、前住所茨城県笠間市平町1646番地75　エトワール101
債務者　三田　文男
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２５８号
茨城県笠間市旭町470番地２　テクモアコアファシリティズＴ棟105、前住所茨城県笠間市平町1646番地75　エトワール101
債務者　三田　和子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８８号
茨城県水戸市内原町691番地の２
債務者　黒田　　勝
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１１号
茨城県水戸市東台２丁目１番24号、前住所茨城県水戸市見和１丁目307番地の１　アルシェ見和307号
債務者　後藤　真理
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２７号
茨城県常陸太田市木崎二町945番地の２　豊伸荘　102号
債務者　齋藤　照代
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７８４号
京都市上京区大宮通上立売上る樋之口町265番地　西陣パークハイツ302号
債務者　片山真衣子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２０号
京都府八幡市八幡隅田口74番地の１　さくら隅田口　D201
債務者　若林　雪絵（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
京都府京田辺市東西神屋68番地１　グランドール新田辺　305号、前住所大阪府枚方市津田元町４丁目14番22号
債務者　綿井富士雄
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２７号
京都市伏見区醍醐下山口町４番地７　コーポ岩渕　310号
債務者　山本美千代（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０３号
京都市西京区松尾鈴川町88番地15
債務者　ヘアーサロンヤマノこと　山野信太郎
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０４号
京都市西京区松尾鈴川町88番地15
債務者　山野　惠子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係